

令和7年度  
特定計量器「はかり」の定期検査について

産業振興課 ☎0738-23-5510  
FAX0738-22-4120

計量法第19条の規定により、次の日程のとおり特定計量器「はかり」の定期検査を実施します。  
「はかり」を取引（商売）または証明（学校の体重計等）に使用している方は、2年に1度「はかり」の精度確認のために、この検査を受検しなければなりません。

- ①「はかり」を使って品物を販売するお店を新規に始められた方は、産業振興課まで連絡し、この検査を受検してください。
  - ②以前検査を受検しているが、現在「はかり」を使用して取引または証明をしていない方は、受検する義務はありませんので、産業振興課までご連絡ください。
  - ③検定証印等に付された年月の翌月1日から起算して1年を経過していない「はかり」については、今回の検査は免除になりますので、産業振興課までご連絡ください。
  - ④包装値付機付はかりについては、重量があり検査会場へ持ち込むことが困難ですので、事前に申し込みいただければ、所在場所検査を行います。ただし、それ以外の「はかり」は、最寄りの検査会場へ持参し、検査を受検してください。
- 持参できない場合は、代検査制度（計量法第25条・定期検査に代わる計量士による検査）をご活用ください。

1. 検査日時

| 実施日     | 実施場所           | 実施時間        |
|---------|----------------|-------------|
| 6月3日（火） | J Aわかやま がいなポート | 10：30～12：00 |
|         | 塩屋公民館          | 13：30～14：30 |
|         | J Aわかやま 野口事業所  | 15：00～16：00 |
| 6月4日（水） | 市立体育館          | 10：30～12：00 |
|         |                | 13：30～16：00 |
| 6月5日（木） | 藤田会館           | 10：30～12：00 |
|         | 財部会館           | 13：30～16：00 |

2. この検査に合格すると、次の合格シールを「はかり」に貼付します。



合格シール

検定証印



基準適合証印



この証印のあるはかりが検査対象です。

3. 定期検査手数料は1台につき下表のとおりです。検査当日にご持参ください。

| 「はかり」の種類                            | 手 数 料            |        |
|-------------------------------------|------------------|--------|
| (1) 検出部が電気式または光電式のもの<br>(デジタル表示のもの) | 量れる重さが100kg以下のもの | 1,400円 |
|                                     | 量れる重さが250kg以下のもの | 1,800円 |
|                                     | 量れる重さが500kg以下のもの | 2,200円 |
| (2) 直線目盛りのみのものまたは棒はかり               |                  | 250円   |
| (3) 上記以外の機械式のはかりのもの                 | 量れる重さが100kg以下のもの | 500円   |
|                                     | 量れる重さが250kg以下のもの | 900円   |
|                                     | 量れる重さが500kg以下のもの | 1,500円 |

◆問い合わせ 和歌山県 商工企画課 計量指導班 ☎073-441-2713 FAX073-432-4409  
御坊市役所 産業振興課 ☎0738-23-5510 FAX0738-22-4120